

【果樹共済】

補償対象作物	引受方式	補償割合	補償内容	責任期間	農家負担掛金の目安 (H30 年産全国平均)
りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、くり、うめ、すもも（ブルーを含む）	半相殺減収総合方式（一般方式）	70・60・50	被害園地に係る減収量の合計が、その農家の基準収穫量（全園地の基準収穫量の合計）の3～5割（農家が選択した補償割合に応じた割合）を超えるときに、共済金が支払われます。	花芽の形成期からその花芽が翌年果実となって収穫されるまで、概ね1年半位です。	りんご 5,456 円/10a ぶどう 6,598 円/10a なし 9,888 円/10a もも 8,568 円/10a おうとう 12,279 円/10a くり 1,098 円/10a うめ 10,978 円/10a すもも 10,061 円/10a
	半相殺減収総合方式（短縮方式）	70・60・50	被害園地に係る減収量の合計が、その農家の基準収穫量（全園地の基準収穫量の合計）の3～5割（農家が選択した補償割合に応じた割合）を超えるときに、共済金が支払われます。	発芽期からその年の果実の収穫期までです。	りんご 7,027 円/10a ぶどう 5,881 円/10a なし 10,144 円/10a もも 6,823 円/10a おうとう 15,357 円/10a すもも 14,700 円/10a その他 実績無し
	全相殺方式（減収総合方式）	70・60・50	果実の減収量が、その果実の基準収穫量の2～4割（農家が選択した補償割合に応じた割合）を超えるときに、共済金が支払われます。なお、加入条件は収穫量の相当部分を客観資料等によって適切に確認できる農家です。	花芽の形成期からその花芽が翌年果実となって収穫されるまで、概ね1年半位です。	ぶどう 6,229 円/10a なし 6,367 円/10a くり 2,752 円/10a うめ 2,301 円/10a すもも 4,205 円/10a その他 実績無し
	全相殺方式（品質方式）	70・60・50	果実の減収及び品質の低下による減収量が、その果実の基準収穫量の2～4割（農家が選択した補償割合に応じた割合）を超えるときに、共済金が支払われます。なお、加入条件は収穫量の相当部分を客観資料等によって適切に確認できる農家です。		なし 9,718 円/10a その他 実績無し
	災害収入共済方式	80・70・60	農家ごとに果実の減収又は品質の低下があり、かつ生産金額が基準生産金額の8割に達しない場合に、共済金が支払われます。なお、加入条件は収穫量の相当部分を客観資料等によって適切に確認できる農家です。		ぶどう 5,539 円/10a なし 9,744 円/10a もも 6,443 円/10a うめ 4,835 円/10a すもも 14,850 円/10a その他 実績無し
	地域インデックス方式	90・80・70	農家ごとに当該農家の園地が所在する統計データによる収穫量が、その農家の基準収穫量の1～3割（農家が選択した補償割合に応じた割合）を超えて減少した場合に共済金が支払われます。		—

【果樹共済】 樹体共済

補償対象作物	引受方式	補償割合	補償内容	責任期間	農家負担掛金の目安 (H30 年産全国平均)
りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、くり、うめ、すもも（ブルーを含む）	樹体共済	80	自然災害による樹体の枯死、流失、滅失、埋没および損傷を受け、年間の樹体資産損害額が基準となる価額（10万円又は樹体の価額合計額の1割のいずれか小さい額）を超えた場合に共済金が支払われます。	共済組合が定める日から1年間です。	りんご 5,789 円/10a 310 円/本 ぶどう 4,951 円/10a 254 円/本 なし 5,289 円/10a 168 円/本 もも 9,462 円/10a 492 円/本 おうとう 12,889 円/10a 811 円/本 その他 実績無し

※農家負担掛金の目安は、e-Stat のデータを基礎としている。